

# 小規模保育事業者及び聖カタリナ幼稚園の利用定員の設定 について

本市では、令和3年度から1、2歳児を中心に待機児童が生じている状況にあり、この待機児童解消に向けた施策の一つとして、早期に事業化が可能である小規模保育事業を中央区域において2事業、岩津区域において1事業を公募し、3事業者を選定しました。

当該小規模保育事業の開所にあたり、子ども・子育て支援法第43条第2項の規定により、利用定員の設定について、子ども・子育て会議の意見を聴取いたします。

また、聖カタリナ幼稚園が、令和6年度から新制度に移行する旨の意向が示されたことから、同法第31条第2項の規定により、利用定員の設定について、小規模保育事業と同様に子ども・子育て会議の意見を聴取いたします。

## 1 利用定員の設定について

### (1) 定員の設定

教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）及び地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）の設置にあたっては、認可基準の範囲内で、施設及び事業所の認可定員を定めます。

市は、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業について、施設型給付費（委託費）の支給対象として確認する際に、その単価の基準となる利用定員を教育・保育給付認定区分ごとに0歳、1～2歳、及び3～5歳の別に定めます。

市の確認を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業として位置付けられます。

### ◆特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員に関する基準

施設の種類	利用定員数	教育・保育給付認定区分※	備考
幼稚園	規定なし	1号	—
小規模保育事業	19人以下	3号	3号については、0歳と1～2歳に区分

教育・保育給付認定区分

- 1号：教育標準時間認定を受ける満3歳以上の小学校就学前子ども
- 2号：保育（標準時間・短時間）認定を受ける満3歳以上の小学校就学前子ども
- 3号：保育（標準時間・短時間）認定を受ける満3歳未満の小学校就学前子ども

（岡崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例）

### (2) 利用定員の設定に関する留意事項

利用定員は、認可定員と一致させることを原則としつつ、地域における需要や施設ごとの利用見込み等の状況を踏まえて、市で調整をしたうえで設定します。

## 2 小規模保育事業者及び聖カタリナ幼稚園の利用定員案について

## (1) 小規模保育事業者

施設名	じぶんみらい保育園日名南	エンジェルキッズ竜美丘園	はな保育室かみさと
所在地	日名南町 21 番 8	明大寺町字荒井 29 番 3	上里二丁目 14 番 18
設置者	株式会社 NOVA	株式会社セリオ	株式会社はな保育
設置者所在地	名古屋市中区大須 四丁目 1 番 21 号	大阪市北区堂島一丁目 5 番 17 号	名古屋市中区丸の内 1-5-28 伊藤忠丸の内ビル 8 階
施設形態	小規模保育事業		
認可定員	0 歳児 : 3 人      1, 2 歳児 : 16 人		
開所予定日	令和 6 年 4 月 1 日		
利用定員案	<u>【3号】 0歳児：3人      1, 2歳児：16人</u>		

## (2) 聖カタリナ幼稚園

名称	聖カタリナ幼稚園
所在地	大西町字奥長入 5 2 番地
設置者名	学校法人 聖カタリナ学園
設置者所在地	大西町字奥長入 5 2 番地
施設形態	幼稚園
認可定員	【1号】 280 人
新制度移行 予定日	令和 6 年 4 月 1 日
利用定員案	<u>【1号】 180 人</u>